

令和7年度 ◆ わがまち特例【固定資産税】

番号	項目	根据法令		特例対象資産	那覇市割合	取得時期	適用期間	
		規則規定	条例					
1	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置	汚水又は廃液処理施設	附則第15条第2項第1号	付則第6条の2第1項	償却資産	1/2	R6.4.1～R8.3.31	期限なし
2	下水道除害施設に係る課税標準の特例措置		附則第15条第2項第5号	付則第6条の2第2項	償却資産	4/5	R6.4.1～R8.3.31	期限なし
3	都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置		附則第15条第14項	付則第6条の2第3項	家屋 償却資産	3/5	R5.4.1～R8.3.31	5年度分
4	津波防災地づくり推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置(津波対策の用に供する償却資産)		附則第15条第21項	付則第6条の2第4項	償却資産	1/2	H28.4.1～R10.3.31	4年度分
5	管理協定が締結された津波避難施設等に係る課税標準の特例措置	指定避難施設避難用部分	附則第15条第22項第1号	付則第6条の2第5項	家屋	2/3	H30.4.1～R9.3.31	5年度分
6		協定避難用部分 津波防災法第80項第1項	附則第15条第22項第2号	付則第6条の2第6項	家屋	1/2	H30.4.1～R9.3.31	
7		協定避難用部分 津波防災法第61項第1項	附則第15条第22項第3号	付則第6条の2第7項	家屋	1/2	H30.4.1～R9.3.31	
8		指定避難用償却資産	附則第15条第23項第1号	付則第6条の2第8項	償却資産	2/3	指定日以後に取得	5年度分
9		協定避難用償却資産 (避難の用に供する償却資産)	附則第15条第23項第2号	付則第6条の2第9項	償却資産	1/2	締結日以後に取得	5年度分
10		特定太陽光発電設備 規模未満(1,000kw未満)	附則第15条第25項第1号イ	付則第6条の2第10項	償却資産	2/3	R6.4.1～R8.3.31	3年度分
11		特定風力発電設備 規模以上(20kw以上)	附則第15条第25項第1号ロ	付則第6条の2第11項	償却資産	2/3	R6.4.1～R8.3.31	
12		特定地熱発電設備 規模未満(1,000kw未満)	附則第15条第25項第1号ハ	付則第6条の2第12項	償却資産	2/3	R6.4.1～R8.3.31	
13		特定バイオマス発電設備 規模範囲内(1,000kw以上20,000kw未満)	附則第15条第25項第1号ニ	付則第6条の2第13項	償却資産	2/3	R6.4.1～R8.3.31	
14		特定バイオマス発電設備 規模範囲内(10,000kw以上20,000kw未満) 一般木竹・農作物残さ	附則第15条第25項第2号	付則第6条の2第14項	償却資産	6/7	R6.4.1～R8.3.31	
15		再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置	特定太陽光発電設備 番号10除く(1,000kw以上)	附則第15条第25項第3号イ	付則第6条の2第14項	償却資産	3/4	R6.4.1～R8.3.31
16		特定太陽光発電設備 番号11除く(20kw未満)	附則第15条第25項第3号ロ	付則第6条の2第15項	償却資産	3/4	R6.4.1～R8.3.31	
17		特定風力発電設備 規模以上(5,000kw以上)	附則第15条第25項第3号ハ	付則第6条の2第16項	償却資産	3/4	R6.4.1～R8.3.31	
18		特定水力発電設備 番号18除く(5,000kw未満)	附則第15条第25項第4号イ	付則第6条の2第17項	償却資産	1/2	R6.4.1～R8.3.31	
19		特定地熱発電設備 番号12除く(1,000kw以上)	附則第15条第25項第4号ロ	付則第6条の2第18項	償却資産	1/2	R6.4.1～R8.3.31	
20		特定バイオマス発電設備 規模未満(10,000kw未満)	附則第15条第25項第4号ハ	付則第6条の2第19項	償却資産	1/2	R6.4.1～R8.3.31	
項目		規則規定	条例	那覇市割合	取得時期	適用期間		
21	浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	附則第15条第28項	付則第6条の2第20項	償却資産	2/3	H29.4.1～R8.3.31	5年度分	
22	耕地管理機構が設置・管理する一定の市民耕地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置	附則第15条第32項	付則第6条の2第22項	土地	2/3	公布の日～R9.3.31	3年度分	
23	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置	附則第15条第36項	付則第6条の2第23項	土地	2/3	R2.4.1～R8.3.31	3年度分	
24	一体型滞在快適性等向上事業により整備した施設に係る課税標準の特例措置	附則第15条第37項	付則第6条の2第24項	土地、家屋 償却資産	1/2	R6.4.1～R8.3.31	5年度分	
25	浸水被害軽減のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置	附則第15条第41項	付則第6条の2第25項	償却資産	1/3	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律～R9.3.31	期限なし	
26	貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置	附則第15条第41項	付則第6条の2第26項	土地	3/4	R4.4.1～R10.3.31 までの間に指定された貯留機能保全区域内の土地	3年度分	
27	サービス付き高齢者向け住宅に係る税額の減額措置	附則第15条の8第2項	付則第6条の2第27項	家屋	2/3	H27.4.1～R9.3.31	5年度分	
28	大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額	附則第15条の9の3	付則第6条の2第28項	家屋	1/3	R5.4.1～R5.3.31 までの間に大規模な工事で賃務者等で定めらるもの	翌年度分	